



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 大越 博雄
(コード番号 6592 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部長 伊豫田 忠人
(TEL. 047-710-1127)

「従業員持株 E S O P 信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 15 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、E S O P 信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、本プランを導入するものであります。

2. E S O P 信託について

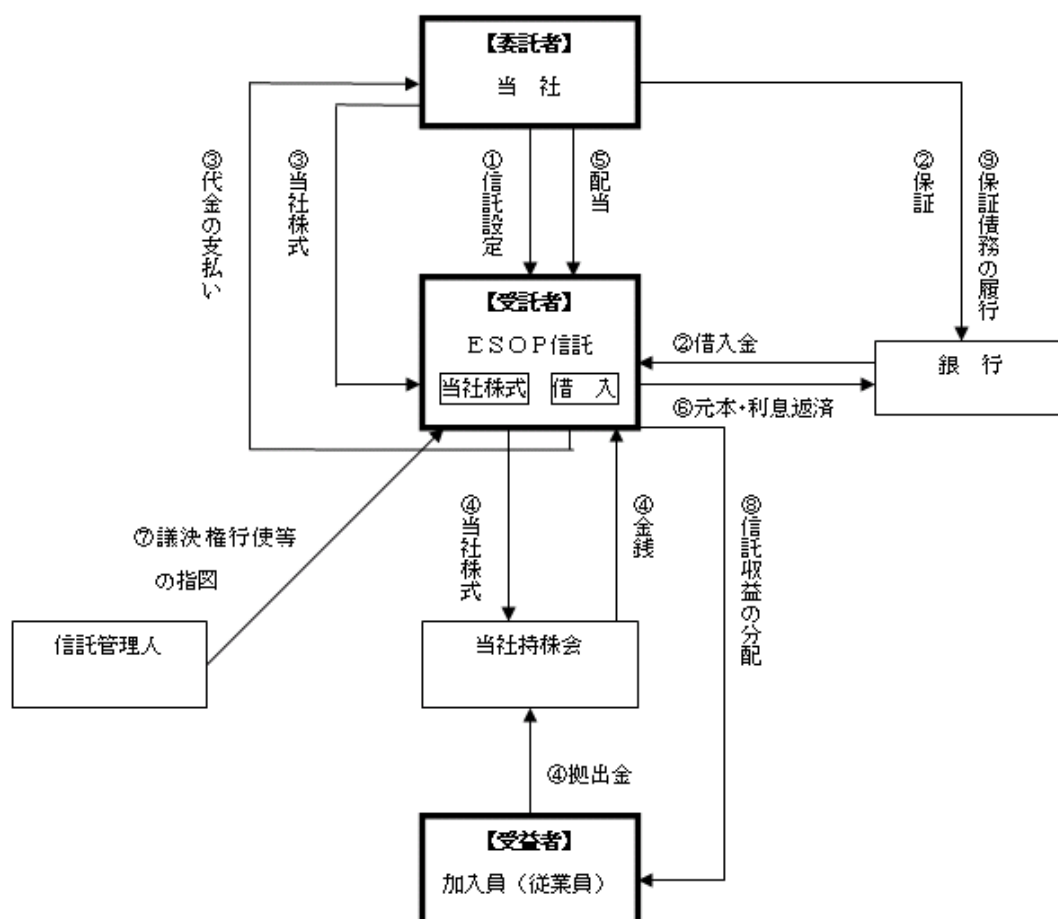
E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものを行います。

当社が「マブチモーター従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後 5 年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。当該信託の概要につきましては、平成 25 年 2 月 15 日に開示いたしました『従業員持株 E S O P 信託』の導入に関するお知らせをご覧ください。

なお、E S O P 信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 2,840,313 株（平成 25 年 3 月 31 日）のうち 111,300 株（約 568 百万円相当）を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議いたしました。

詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P 信託の仕組み



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P 信託を設定いたします。

- ① E S O P 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がE S O P 信託の借入について保証を行います。
- ② E S O P 信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。
- ③ E S O P 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。
- ④ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。
- ⑤ E S O P 信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。
- ⑥ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。
- ⑦ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拠出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

⑧信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

※ 当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
②信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
⑤受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成25年6月3日
⑧信託の期間	平成25年6月3日～平成30年6月20日
⑨議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

なお、ESOP信託実施に際して、三菱UFJ信託銀行株式会社が受託者となり、本プラン導入の制度設計から実施までのコンサルティングを含め、導入に関して多大な支援を頂きました。合わせて、従業員持株会事務委託会社である野村證券株式会社からも、制度全般に関して様々なアドバイスを頂きました。

以 上